

当院からのご案内

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として

自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

5. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

◆歯科外来診療医療の安全対策

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。

当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。

緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

摂南総合病院

☎06-6909-0300

◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

◆有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査

◆歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算、歯科技工士連携加算 2

◆光学印象

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

◆歯周組織再生誘導手術

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

◆歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準

連携先医療機関

摂南総合病院

☎06-6909-0300

◆口腔管理体制強化加算

連携先医療機関

摂南総合病院

☎06-6909-0300